



第 4 号様式

流 介 第 1 5 4 9 号

令和 7 年 2 月 2 5 日

流山市監査委員 様

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和 7 年 2 月 2 0 日付け、流監第 1 0 7 号で報告のあった監査の結果
に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号		令和7年2月20日・流監第107号		
監査の種類別		定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等		措置事項
健康福祉部介護支援課	指摘	要綱に定められた方法と異なる算出方法で補助金額を算定している事案があった。要綱に基づき適正な補助金交付事務を執行することはもとより、再発防止のため、速やかに対策を講じられたい。		指摘により、補助金の支払額に不足が生じていたことが判明したため、交付先の団体の代表者に謝罪し差額分を過年度分の支払いとして処理し支払いを行った。 今後の再発防止策として、利用人数の算定に使用しているエクセルの書式を修正し、小数点以下の端数を切り上げて計算するように改定するとともに、係内で勉強会を実施した。 算定人数と補助金額に相違がないことを決裁者が再度確認できるように、決裁時に要綱の添付をすることとした。 同様の誤りが生じることがないよう、要綱を十分に確認したうえで処理を行うとともに、複数人によるチェックを徹底する。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。